

## ●小郡市立図書館雑誌スポンサー制度に関する要綱

内容	<p>スポンサーとなる企業、商店、団体に、図書館が作成した雑誌リストの中から希望する雑誌の購入代金を1年もしくは3年負担していただく間、雑誌カバーにスポンサーの名前や広告等を掲載できる制度です。</p> <p>※雑誌そのものを寄贈していただくものではありません。</p>
提供雑誌	<p>図書館が作成した雑誌リストから選んでください。同一雑誌に複数の申し込みがある場合は、受付先着順とします。</p> <p>休刊・廃刊等があった場合は、変更する事があります。</p>
掲載箇所	<p>提供雑誌の最新号カバー表面及び雑誌書架にスポンサー名(匿名も可)を、カバー裏面にはスポンサーが希望する広告を掲示します。</p> <p>(最大A4サイズ ※雑誌のサイズにより異なります)</p> <p>※提供雑誌の配架位置や掲示は、図書館におまかせいただきます。</p> <p>※図書館ホームページや館内掲示、広報等でスポンサー名を紹介させていただきます。</p>
掲載期間	<p>スポンサー契約期間 (広告内容の変更がある場合は、図書館へ再度広告図案を提出してください)</p>
掲載基準	<p>次のいずれかに該当する広告は掲載できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの</li> <li>◆公序良俗に反するおそれのあるもの</li> <li>◆市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの</li> <li>◆政治活動、宗教活動及び意見広告に係るもの</li> <li>◆人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの</li> <li>◆風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの</li> <li>◆その他掲載広告として適当でないと市長が認めるもの</li> </ul>
広告掲載の責務	<p>スポンサーは、スポンサーが掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとします。</p> <p>スポンサーは、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び、広告の内容等に関する全ての権利処理等が完了していること(広告に使う絵や画像の著作権処理など)を保障するものとします。</p> <p>第三者から広告に関して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、スポンサーの責任及び負担において解決するものとします。</p>
広告掲載の取消	<p>次のいずれかに該当する場合はスポンサーの決定を取消し、スポンサー名称等の表示を取りやめます。この場合、スポンサーに損害が生じても、図書館はその責めを負いません。一度お支払いいただいた雑誌購入代金につきましても、いかなる場合でも返金できませんのでご了承ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)スポンサーが小郡市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき</li> <li>(2)スポンサーが社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき</li> <li>(3)スポンサーの申し込みに当たって、虚偽の内容があったとき</li> <li>(4)その他、図書館長が判断したとき</li> </ol>
募集対象	<p>企業、商店、団体 (個人の方でも可能です)</p> <p>※次のいずれかに該当する場合、または契約期間中にこれに該当するに至った場合はこの制度を利用できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市税を滞納しているもの</li> <li>2 暴力団、暴力団の構成員その他これらに準ずるもの</li> <li>3 その他、広告掲載の対象とすることが適当でないもの</li> </ol>
募集期間	<p>随時受付</p>

